

## 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正等について

平成18年3月  
海事局海技資格課

### I. 改正の背景

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号。以下「法」という。）は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶の航行の安全を図ることを目的とし、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）は、法に基づき、学校卒業者に対する乗船履歴の特例等必要な事項が定められています。

現在、6級海技士資格受有者が不足している現状にあることに鑑み、当該資格の更なる取得促進のための措置を講ずる等所要の改正を行う方向で検討することとなりました。

### II. 改正の概要

#### 1. 6級海技士の資格の取得促進について

独立行政法人海員学校本科卒業者に対して、6級海技士の海技試験を受験する際の筆記試験の免除及び試験を受ける際に必要な乗船履歴の特例（独立行政法人海員学校本科在学時の乗船実習の期間3月を含め計8月の乗船履歴）を受けるための措置を講じることを検討しています。

#### 2. その他

その他、海技資格取得促進策以外の事項について、別添のとおり船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の所要の改正を行うことを検討しています。

### III. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成18年3月下旬  
施 行 平成18年4月1日

## 1. 小型船舶操縦士資格関係

### (1) 登録小型船舶教習所の課程を修了した者に対する学科試験等の免除について

現在、登録小型船舶教習所（第一種教習所）の課程を修了した者については、小型船舶操縦士国家試験のうち学科試験及び実技試験を免除してきたところですが、今般、受講者側のニーズを踏まえ、登録小型船舶教習所の課程を修了した者について、必要履修科目の習得に応じ、学科試験又は実技試験のいずれかを免除することができるよう所要の改正を行うことを検討しています。

### (2) 小型船舶操縦士国家試験申請書の様式変更

同時受験（一級小型船舶操縦士と特殊小型船舶操縦士の国家試験を同時に受験する等）する際にそれぞれの試験ごとに提出する必要があった申請書を、1枚の申請書で申請可能とする等、申請者の申請手続き上の負担を軽減する観点から、小型船舶操縦士国家試験申請書の様式の変更を行うことを検討しています。

## 2. 海技免状等の様式変更

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW条約）の改正により、海技免状及び締約国資格受有者承認証に記されているSTCW条約の名称を変更する必要があることから、所要の様式の変更を行うことを検討しています。

## 3. その他

その他所要の改正を行うことを検討しています。

## 4. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成18年3月下旬

施 行 平成18年4月1日（2.については平成18年7月1日）